

# 鉾田市教育大綱

～ 夢と希望をもち、

未来を拓く心豊かな人づくり ～



平成28年2月策定



鉾田市・鉾田市教育委員会

## はじめに

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、本市では初となる「銚田市教育大綱」を策定いたしました。策定にあたっては、今後の銚田の教育をより良いものにするという観点から、「総合教育会議」において、教育委員会の皆さんと十分な議論を行いました。

豊かな自然に育まれて育った銚田の子どもたちには、夢や希望を持ち、文化や芸術、スポーツなど本物に触れる豊かな体験を通して感性を磨き、一人ひとりの個性を大切に成長してほしいと願っています。

また、教育は市政にとって極めて重要であり、そのことをしっかりと発信しながら、家庭・地域・学校・行政の連携を深めることによって、社会全体で子どもたちが育まれるまちづくりに努めていきます。

現在、教育委員会では、平成 26 年 3 月に策定した「銚田市教育振興基本計画」に基づいて、教育施策を進めています。

この「銚田市教育大綱」は、私が大切にしている教育の考えを教育委員会と共有しながら、「銚田市教育振興基本計画」との整合性、連動性を図って策定しました。

子どもたちは銚田の未来の希望です。子どもたち一人ひとりが幸せに生きるとともに、社会で生き生き活躍できるよう、“オール銚田”で銚田の教育を推進し、未来を担う銚田の子どもたちを育てて行きましょう。

平成 28 年 2 月

銚田市長 鬼沢 保平

# 目 次

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 第1章 教育理念                   |   |
| 夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり・・・   | 2 |
| 第2章 基本方針                   |   |
| “オール銚田”で進める銚田の教育・・・・・・・・・・ | 3 |
| 第3章 4つの目標                  |   |
| 教育施策の着実な推進・・・・・・・・・・       | 6 |

「銚田市教育大綱」は、国の教育振興基本計画を参酌し、「銚田市教育振興基本計画 2014～2018」を基本に、総合的な教育施策の目標や施策の基本となる方針を定めるために作成するものです。

## 【対象期間】

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

## 【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

## 第1章 教育理念 ～夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり～

銚田市民として、夢と希望をもち、その実現に向けて努力し、知・徳・体の調和のとれた、未来を拓く人間性豊かな人づくりに努め、水と緑に囲まれた郷土銚田を愛し、心の豊かさや環境との共生を考え、国際社会に貢献できる人づくりを目指します。

創意ある学校づくりを通し、各学校が家庭・地域との協力を図りながら、自然を十分に生かした教育活動の展開を図り、心豊かな人づくりのため、次に掲げる4つの理念を重視しながら、銚田の教育を進めていきます。

＜ひとりひとりの知性を磨き、夢の実現に向けて努力する態度を育てる＞

### 【 知育「確かな学力」育成 】

- 銚田授業スタイルの実践
  - ・学び方の指導を徹底する
  - ・主体的に学ぶ集団づくり
- 家庭学習の習慣化

＜互いの人格を尊重し、共に支え合う豊かな心をはぐくむ＞

### 【 徳育「豊かな人間性」育成 】

- 体験活動の充実
- 豊かな心育成の推進
- 人権・道徳教育の推進

＜心身共に健康で、たくましく生きる力をはぐくむ＞

### 【 体育「健やかな体」育成 】

- 体力の向上
- 健康教育の推進

＜郷土を愛し、勤労責任を重んじ、国際社会に貢献する態度を育てる＞

### 【 郷土愛「国際社会に貢献する人材」育成 】

- 美しいものや自然を愛するこころの育成
- 青年期における社会活動の啓発と支援

## 第2章 基本方針 ～“オール銚田”で進める銚田の教育～

すべての子どもたちが、持続可能な社会について考えを深めながら、社会の担い手として生き生きと活躍できるよう“オール銚田”で銚田の子どもを育てるため、家庭・地域・学校・行政が連携，協働して取り組んでいきます。

### 家庭の役割

家庭は、子どもたちの人格形成のための出発点として重要な役割を担っており、子どもたちを温かな心で優しく包みながら、健やかな成長を支えるとともに、社会を生き抜く力，社会のルールや物事の善悪，倫理観などを身につけるための教育の基礎を築きます。

### 地域の役割

子どもを中心とした地域の連携を進め，地域全体で家庭や学校を支援し，地域ぐるみで子どもたちの健全な育成のため，地域の教育力の向上と推進体制づくりやその強化を図ります。

### 学校の役割

子どもたちがより良く生きていくために「知・徳・体」の育成にバランスのとれた教育活動をすすめて，発達状態に応じた教育を実践することで健やかな心身の発達を図ります。

### 行政の役割

家庭・地域・学校がその役割を十分果たせるように，施策を総合的・体系的に位置づけ支援を行います。

また，教育の機会均等や教育水準の維持向上を図るため，国や県に支援や指導を求めるとともに，適切な役割分担の下に相互が連携・協力しながら，様々な施策に取り組めます。

## 第3章 4つの目標 ～教育施策の着実な推進～

基本理念と基本方針を踏まえ、市長部局と教育委員会の関係部署がしっかりと連携を図りながら、教育施策に取り組んでいきます。具体的な取り組みは「銚田市教育振興基本計画」に記載した4つの基本施策に基づき推進していきます。

### 目標1 ー子どもたちの教育環境の向上ー

時代の進展や社会の変化に対応した魅力ある学校づくりと小学校の適正規模に取り組みます。

#### ○幼児教育の充実

幼児の興味や関心，発達に応じた指導を行い，様々な人や物とのふれあいによる情緒の安定と心身の調和のとれた発達を育みます。教育・保育を一体的に行う認定子ども園の整備や幼稚園の充実に取り組みます。

#### ○特色ある学校づくりの推進

国際化や少子高齢化など社会が大きく変化する中で，子どもの個性を伸ばし豊かな人間性を育み，その能力を十分に伸ばすことできるよう取り組みます。全教育活動のバランスを考えた総合的な学習の時間を工夫して，特色ある教育，特色ある学校づくりを進めます。

#### ○指導体制の充実

時代に求められる能力の養成に向けた教育体制の充実とともに，銚田授業スタイルによる学力の3要素【主体的に取り組む態度】【思考力・判断力・表現力】【基礎的・基本的な知識・技能】を育むため，教職員の授業力の向上を目指し，質の高い授業を実践します。

#### ○児童・生徒の健全育成

学習や学校生活の心配や悩み，いじめや不登校等の早期発見，早期解決を図るため問題に関する専門家の活用を通して，各学校や関係機関における教育相談の充実に努めます。

### ○児童生徒の安全確保

防災・防犯訓練，通学路の危険個所の解消，不審者情報の共有化，巡回の強化など，家庭と学校，地域社会が連携して取り組みます。

### ○開かれた学校づくりの推進

学校評議員制度をフルに活用し，家庭・学校・地域社会と連携した学校運営に努め，地域人材の積極的な活用による市民協働の開かれた学校づくりを取り組みます。

### ○教育施設・設備の整備

教育情報ネットワークの充実や ICT 機器の活用，学校図書館と県立・市立図書館との連携に取り組みます。公立学校施設再編計画に基づき統合小学校建設を推進するとともに，中学校や幼稚園の老朽箇所の改善に取り組みます。

### ○教育環境の向上

学校間連携の推進をはじめ，学習資源のネットワーク化など計画的な施設整備を行い安全・安心な教育環境づくりを目指します。「銚田市豊かな心育成宣言」を励行します。

### ○放課後児童健全育成

小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成に努めます。

## 目標 2 ー地域資源を活用した生涯学習の活性化ー

生涯学習と人材育成の環境の向上を目指して，地域資源を活かす学習活動と拠点機能の充実とともに，青少年健全育成活動を推進します

### ○生涯学習活動の活性化

「第 2 次銚田市生涯学習推進計画」に基づき，市民の自主的活動を支援するとともに，地域資源を活用した各種の取組みを進め学習機会の充実と，市民交流の拠点機能の充実に取り組みます。

### ○公民館・図書館機能の充実

市民の多様な学習ニーズに対応した講座開催に努め、公民館機能の充実に努めます。図書館においては、市民ニーズに対応した蔵書の充実に努め、利活用や学習拠点としての機能充実に努めます。

### ○青少年健全育成の推進

家庭・地域・学校・青少年育成関係団体連携のもと活動の充実により活性化を図り、豊かな心を育むよう努めます。

## 目標3 ー文化振興及びスポーツ・レクリエーション環境の充実ー

文化・芸術活動の関心を高めます。誰もが楽しめるスポーツを推進します。

### ○文化振興マスタープランの策定

文化振興を総合的かつ計画的に推進する上での目標や指針となる文化振興マスタープランを策定します。

### ○文化・芸術活動の活性化

文化・芸術活動団体の活動を支援し、文化活動の振興を図ります。

### ○文化財の保護・啓発

文化財の保護のため、経験者の指導・助言を受けるとともに、文化財地図作成や民俗資料展示などの取組みを通じて文化財保護の意識啓発を図ります。

### ○スポーツ教室等の開催

市民の健康づくりや市民同士の交流につながる各種スポーツの教室やイベントの開催を推進します。

### ○指導者の育成

多様なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者講習会など指導者育成に努めます。

### ○総合型地域スポーツクラブへの支援

スポーツに親しむ環境づくりを目的とした、総合型地域スポーツクラブの設置運営を支援します。



### ○運動施設の機能充実

運動施設の利用促進に向けて施設の保全と維持管理を行い，機能充実に努めます。

### ○学校施設の開放

学校の校庭や体育館を開放し，社会体育の普及と安全な遊び場を確保します。

### ○山岳競技への取組

平成 31 年に茨城県で開催される国民体育大会に向け，山岳競技が鉾田市総合公園を会場に開催されますので，推進室を設置して施設整備や選手の育成強化に取り組みます。本大会後は、東京オリンピック競技の候補種目に掲げられていることから、茨城県山岳競技の先進都市となるよう取り組みます。

## 目標 4 ー地域間・国際交流の推進ー

市民交流の活性化や異なる文化や習慣への理解，外国人と共生する環境づくりを推進します。

### ○地域間交流の推進

関係機関との連携を図り，観光・文化・スポーツ等の交流を通じて，地域間交流推進に努めます。

### ○国際交流活動の推進

鉾田市国際交流協会を中心に，市民を中心とした交流活動の支援・協力に努めます。

### ○異文化と共生する社会の形成

市内に定住する外国人との交流機会の充実を図るとともに，海外との交流環境づくりに努めます。